

廣近方ニ到リ待遇改善ノ要求書ヲ依頼セルヲ以テ翌八日別記
 (四)ノ要求書ヲ提出セルカ工場主山田三郎ハ従業員ヲ各個別
 ニ招キ本工場ハ分工場ノ如ク事業縮少等ノ問題全然ヤメテ以
 テ安ンニテ就業スル様諭旨セル結果何レモ難意其ノ輕卒ヤリ
 シヲ謝罪要求書ヲ撤回交渉打切ヲ為シ工場主側ハ之ニ對シ
 印刷費ノ名称ニテ金五円ヲ支給圓滿解決セリ
 九警察事故
 ナシ

右及申(通)報候也

別記(一)

嘆願書

- 一 解雇ヲ即時取消セラシム
- 二 給料ヲ本工場並ニサレシム
- 三 金正月ニハ賞子ヲ支給セラシム
- 四 衛生設備ヲ実施セラシム
- 五 住込者ニ對スル時間外勤務ヲ廢止セラシム
- 六 休業時間ヲ更短セラシム

昭和十年七月五日

全國労働組合同盟 關東ニ報化堂労働組合
 本所第四支部準備會 産クローム分工場
 従業員一同

工場主 山田三郎殿

別記(二)

要求書

- 一 解雇ヲ即時取消セ
- 二 給料ヲ二割増上セヨ
- 三 金暮ニハ賞子ヲ支給セヨ
- 四 健康保険ヲ即時実施セヨ
- 五 衛生設備ヲ完備セヨ
- 六 住込者ニ對スル時間外勤務ヲ廢止セヨ
- 七 休業時間ヲ更短セヨ